

## 令和6年度産地輸出支援事業（フィリピン：多品目）業務委託仕様書

### 1 目的

フィリピンに向けた本県産農産物の輸出を促進するために、富裕層や中間層等を顧客とする主要都市の百貨店やレストラン等をターゲットとして、常陸牛や和梨、コメ、加工品など複数の県産品に関するプロモーションイベントの開催や商談の実施等、商品の認知度向上や販売商流形成に向けた取組を実施し、販路拡大を図る。

### 2 委託業務名

令和6年度産地輸出支援事業（フィリピン：多品目）委託業務

### 3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

### 4 委託業務の内容

本事業は、本県産農産物の海外市場における認知度向上や販売商流形成による販路拡大を図るため、現地でのプロモーションや商談の実施等の業務を委託する。

#### (1) 対象国及び地域

フィリピン

#### (2) 事業項目

ア 現地百貨店等における茨城県産品フェアの開催

- ・マニラ近郊の百貨店等への県産品の物流調整
- ・県産品フェアの運営及び開催結果の取りまとめ 等

イ 高級日本食レストラン等での試食会の開催

- ・レストラン等での試食会・プロモーションイベントの開催
- ・開催結果の取りまとめ及び継続的な商談 等

ウ 現地系食肉卸業者との個別商談による常陸牛等の輸出拡大

- ・サンプル牛肉の手配及び現地商社との個別商談
- ・物流の状況、現地着荷状態の調査 等

エ その他

なお、本事業の各項目については、契約締結後もなお契約当事者間協議のうえ、必要に応じて適宜修正できるものとする。

#### (3) 年間事業計画書の提出及び実施状況の報告

契約後速やかに、月別の実施内容及び輸出目標額等を記載した年間事業計画書を提出すること。また、県の求めに応じ四半期毎に進捗状況及び輸出の実績を報告すること

#### (4) 業務完了報告書の作成

業務完了後、業務完了報告書（上記事業を記録した写真、動画や作成した資料、また、量販店等から得た販売実績のデータを含む。）を2部提出すること。

ア 提出期限

委託業務完了後60日以内又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに提出すること。

## イ 提出方法

原則として、様式は任意とするが、県との協議により決定すること。なお、紙媒体及び電子媒体を提出すること。

## 5 委託要件等

### (1) 受託者について

受託者は、以下のすべてを満たす者とする

- ・対象国へ本県産農産物を輸出するルートが確立されている輸出業者等
- ・対象国への令和6年度の具体的な輸出計画を有していること
- ・事業内容について産地の同意が得られていること

### (2) 再委託の制限

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

### (3) 事業の実施

実施にあたっては、関係法令等、委託契約書及びこの仕様書を遵守するとともに、委託者と常に密な連絡を取り、その指示に従うものとする。

輸送中に生じたロスに伴う損金については、県と協議のうえ委託費の2割の範囲内で補填することを可能とする。

産地の出荷状況等により当初計画した数量の輸出が困難となった場合等における事業費の余剰分については、県と協議の上、他の品目で実施する等、可能な限り県産品の輸出拡大に取り組むものとする。

### (4) 疑義

本仕様書において、明示なき事項又は疑義が生じた場合、その都度委託者と協議し、その指示に従うものとする。

### (5) 秘密保持

受託者及び受託者が事業実施のため雇用した者は、正当な理由がなく業務上知り得た情報を第三者に漏らしたり、公言してはならない。

### (6) 知的財産権の取扱

この事業により生じた特許権等の知的財産権は県に帰属する。

### (7) 成果品の帰属

成果品の所有権は、すべて県に帰属するものとし、県の承諾を得ずして公表、貸与、使用してはならない。

以上